

福岡県公報

平成23年2月16日
第3219号

目次

告示(第301号 - 第312号)

土地改良区の役員の退任	(農村整備課)	1
保安施設地区予定地に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	1
保安施設地区予定地に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	2
保安施設地区予定地に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	2
保安施設地区予定地に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	3
保安施設地区予定地に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	5
県営土地改良事業の換地計画	(農村整備課)	5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	5
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	6

公 告

全国学力・学習状況調査における福岡県での悉皆方式による調査実施に関する委託業務に係る提案の募集	(教育庁義務教育課)	6
福岡県学力実態調査の実施に関する委託業務に係る提案の募集	(教育庁義務教育課)	7

告 示

福岡県告示第301号

福岡市長峰土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法

律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年2月16日

福岡県知事 麻 生 渡

退任理事

氏 名	住 所
樋 口 清 知	福岡市早良区早良3丁目5番11号

福岡県告示第302号

農林水産大臣から、次のように保安施設地区の指定をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第44条において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成23年2月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安施設地区予定地の所在場所

- 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)
田川郡添田町大字落合字コナシ3327の1
- 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)
田川郡赤村大字内田字浦ノ平4223の1、4223の91
- 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)
田川郡福智町弁城34、169、241、245
- 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)
宮若市山口字馬口3527の1、3528
- 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

田川郡香春町大字採銅所字大内原6478の1、6479、字野添6476の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4 指定の有効期間

3年

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課並びに宮若市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第303号

農林水産大臣から、次のように保安施設地区の指定をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第44条において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成23年2月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安施設地区予定地の所在場所

(1) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

田川郡川崎町大字安真木字弓折6456、6457、6459、字狭谷6466の47

(2) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

田川郡赤村大字赤字西大谷上ノ切4418の2、字大谷4416

(3) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号

と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

田川郡福智町上野1687の1、1687の2

(4) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

田川郡赤村大字赤字森ノ上6784の1、6790、6827の1

(5) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

田川郡添田町大字津野字にむら1072の31、1072の32

(6) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱4号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱4号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

田川郡添田町大字榊田字丸尾692の3、字南ヶ迫764

(7) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

田川郡添田町大字榊田字中ノ原680、字二の宮659

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4 指定の有効期間

3年

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第304号

農林水産大臣から、次のように保安施設地区の指定をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第44条において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成23年2月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安施設地区予定地の所在場所

(1) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

嘉麻市大力字野鳥781の23、781の24

(2) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

田川郡添田町大字榊田字中ノ原680、字二ノ宮657

(3) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱17号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱17号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

田川郡添田町大字野田字ウソ口143、144の1、字啞口142

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4 指定の有効期間

3年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課並びに嘉麻市役所及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第305号

農林水産大臣から、次のように保安施設地区の指定をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第44条において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成23年2月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安施設地区予定地の所在場所

(1) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

田川郡添田町大字添田字岩石山1788の177

(2) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

嘉麻市馬見字所迫2443、2444、2445、2463

(3) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

嘉麻市桑野字仙道3295の2、3297、3438、3439

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4 指定の有効期間

3年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課並びに嘉麻市役所及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第306号

農林水産大臣から、次のように保安施設地区の指定をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第44条において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成23年2月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安施設地区予定地の所在場所

(1) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

田川郡赤村大字赤字森ノ上6513、6780

(2) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

嘉麻市千手字ナカノ3346の4、3346の6、3370

(3) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱14号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱14号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

田川郡赤村大字赤字峯浦377

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4 指定の有効期間

3年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水

産部森林保全課並びに嘉麻市役所及び赤村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第307号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年2月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成23年1月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人生きる力教育振興会

(2) 代表者の氏名

大霜 洋

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区博多駅南1丁目2番2号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、この法人の定義する『生きる力』（いかなる年齢や環境においても自分自身の価値観を見据え、輝いて生きていくために、個人が自律し人生を切り開いていく力）を培う生涯教育の実践及び広める活動を通して、個人が自律し輝ける社会づくりに貢献することを目的とする。

福岡県告示第308号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年2月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成23年1月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人食育研究会アース・フード

(2) 代表者の氏名

福田 良太

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区綱場町5番10号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、乳幼児から高齢者まで幅広い方々を対象に、昔から受け継がれてきた福岡の大切な食文化を継承していくための各種研修や福岡で採れた旬の食材を活用した料理教室その他「地産地消」など食育に関する普及・啓発の活動を行うことにより、多くの県民の方々が健康で、長生きのできる社会づくりを推進し、もって社会全体の福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第309号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年2月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成23年1月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 日本技能海外普及機構

(2) 代表者の氏名

藤井 憲治

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区和白3丁目4番11号

(4) 定款に記載された目的

この法人はグローバル地域経済と産業発展を促進するため、海外の各地域の大学・研究機関・企業・各種団体等における日本技能教育と民間資格の普及および技術移転・技術人材の仲介・斡旋に関する事業を行い、海外の地域経済、産業技術の普及および向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第310号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成23年2月4日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成23年2月16日

福岡県知事 麻 生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
豊前市大字鬼木、大字永久、大字久路土、大字広瀬、大字高田及び大字塔田（黒土西部第二地区）	換地計画書の写し	平成23年2月16日から平成23年3月16日まで	豊前市役所

福岡県告示第311号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年2月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成23年1月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人A n's

(2) 代表者の氏名

高田 葉子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡西区光貞台一丁目7番6号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ児童や成人者をはじめ広く市民に対して、整体師、エステティシャン等の各種セラピストとしての教育研修、資格認定、技術指導等を行い、人々の健康増進に貢献するとともに社会教育の推進を図り、職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動を多角的・継続的に事業として展開し、特に障害者が将来に対して希望の持てる社会作りを目指し、同時に、地域の子どもやその保護者たちに対しては、学童保育、子育て相談等の子どもの心身両面における健康的な発達を目標とする総合的な支援事業を行なうことによって、地域の安全や子どもの健全な育成を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

福岡県告示第312号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年2月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成23年1月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人自立生活センターぶるーむ

(2) 代表者の氏名

田中 雄平

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区豎町二丁目1番5号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者が地域の中で「自己決定」に基づいた自分らしい生活や人生を実現していくため、障がい当事者の経験や意見を活用して、権利擁護、自立を支援する事業及び社会参画にあたって障壁のない環境をつくるための活動等を行い、すべての人々が共に支え合い安心して暮らしていける成熟した福祉社会づくりに寄与することを目的とする。

公 告

公告

次のとおり平成23年度全国学力・学習状況調査における福岡県での悉皆方式による調査実施に関する委託業務に係る提案を募集します。

平成23年2月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 委託業務概要

(1) 業務名称

平成23年度全国学力・学習状況調査における福岡県での悉皆方式による調査実施に関する委託業務

(2) 業務内容

本業務の円滑な実施について、福岡県教育委員会が提示する条件に基づき、福岡県教育委員会と協議しながら採点から結果の分析に至るまでの一連の業務を処理すること。

2 参加資格

(1) 国又は地方公共団体において、学力実態調査の実施に関する業務の受託実績を有すること。なお、実績を証明する書面を提出すること。

(2) 公告日現在において、いかなる地方公共団体からもコンサルタント業務等に関し

て指名停止の措置を受けていないこと。

3 手続等

(1) 事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育振興部義務教育課指導班

住 所 〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3910

(2) 参加申込期限

平成23年2月24日(木)午後5時00分

(3) 提案に関する説明及び提案書様式

福岡県教育委員会ホームページに掲載

http://www.pref.fukuoka.lg.jp/soshiki/kakubu.html?sec_sec1=2100000

(4) 提案書の提出

ア 提出期限

平成23年2月28日(月)午後5時00分

イ 提出場所

(1)の部局とする。

ウ 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

エ その他

提出期限後、速やかに日時、場所等を指定して、提案書のプレゼンテーションを受け(提案多数の場合は、第1次書面審査を通過したものに限り。)、福岡県学力調査実施検討委員会で審査する。

公告

次のとおり平成23年度福岡県学力実態調査の実施に関する委託業務に係る提案を募集します。

平成23年2月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 委託業務概要

(1) 業務名称

平成23年度福岡県学力実態調査の実施に関する委託業務

(2) 業務内容

本業務の円滑な実施について、福岡県教育委員会が提示する条件に基づき、福岡県教育委員会と協議しながら問題の作成から結果の分析に至るまでの一連の業務を処理すること。

2 参加資格

(1) 国又は地方公共団体において、学力実態調査の実施に関する業務の受託実績を有すること。なお、実績を証明する書面を提出すること。

(2) 公告日現在において、いかなる地方公共団体からもコンサルタント業務等に関して指名停止の措置を受けていないこと。

3 手続等

(1) 事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育振興部義務教育課指導班

住 所 〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3910

(2) 参加申込期限

平成23年2月24日(木)午後5時00分

(3) 提案に関する説明及び提案書様式

福岡県教育委員会ホームページに掲載

http://www.pref.fukuoka.lg.jp/soshiki/kakubu.html?sec_sec1=2100000

(4) 提案書の提出

ア 提出期限

平成23年2月28日(月)午後5時00分

イ 提出場所

(1)の部局とする。

ウ 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領

期限内必着)で行う。

エ その他

提出期限後、速やかに日時、場所等を指定して、提案書のプレゼンテーションを受け(提案多数の場合は、第1次書面審査を通過したものに限り)、福岡県学力調査実施検討委員会で審査する。